（不正手段による受験者に対する措置）

第十条の三　国土地理院の長は、不正の手段によつて各試験を受けようとし、又は受けた者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

第六章　測量業者

（更新の登録の申請）

第十一条　（略）

（一括下請負の承諾に係る電磁的方法）

第十六条の六　法第五十六条の二第三項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに法第五十六条の二第二項の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

第十六条の七　令第十条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

２　令第十条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

（下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法）

第十六条の八　法第五十六条の四第二項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに法第五十六条の四第一項ただし書の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

第十六条の九　令第十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

２　令第十一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

（権限の委任）

第十八条　法第六章及び令第九条に規定する国土交通大臣の権限は、測量業者又は法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第五十六条の六、第五十七条、第五十七条の二第二項及び第五十七条の三第一項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

（新設）

（更新の登録の申請）

第十一条　（略）

（一括下請負の承諾に係る電磁的方法）

第十六条の六　法第五十六条の二第三項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第五十六条の二第二項の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

第十六条の七　令第二十八条の二第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

２　令第二十八条の二第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

（下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法）

第十六条の八　法第五十六条の四第二項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第五十六条の四第一項ただし書の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

第十六条の九　令第二十八条の三第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

２　令第二十八条の三第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

（権限の委任）

第十八条　法第六章及び令第二十八条に規定する国土交通大臣の権限は、測量業者又は法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第五十六条の六、法第五十七条、法第五十七条の二第二項及び法第五十七条の三第一項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。